

件名	愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）
<p>【改正の概要】</p> <p>放送法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に改正されたことにより、風致地区内において許可又は協議が不要となる行為について、次のとおり改正する。</p> <p>「有線放送電話業務の用に供する線路若しくは空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築、改築、増築又は移転」を削除（第2条関係）</p> <p>「有線放送電話業務の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為」を削除（第3条関係）</p> <p>「<u>放送の事業</u>の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為」を「<u>基幹放送</u>の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為」に変更（第3条関係）</p>	
施行日	平成23年10月18日
<p>【その他参考事項】</p>	